

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年 月 日

(名称) 高松市総合都市交通推進協議会

(代表者名) 会長 土井 健司

1. 生活交通改善事業計画の名称

ユニバーサルデザインタクシー車両導入計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

地域社会の健全な発展のためには、健康な方はもちろんのこと、今後増加することが予想される高齢者や体の不自由な方、ベビーカー利用者、妊娠中の方々など全ての人が安全で快適に移動できるようにすることが重要な課題となる。そのような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができる公共交通であるタクシー事業の果たす役割は大きくなると考えられ、誰もが利用しやすい地域内のユニバーサルデザインタクシー車両を増加させることによりタクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

現在市内には53台のユニバーサルデザインタクシー車両が導入されているが、令和7年度末までに68台まで増やし移動の不自由な方をはじめ全ての方の移動の円滑化を図る。

(2) 事業の効果

ユニバーサルデザインタクシー車両が増加することで移動の円滑化が図られ、健常者はもちろんのこと、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者、妊娠中の方などの移動が不自由な方々も安全で快適に外出できるようになる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容) ※具体的に記載すること。

- ・ユニバーサルデザインタクシー レベル1車両 (12台)
日新タクシー(株) 2台、(株)トキワタクシー 2台、錦町相互タクシー(株) 1台
相互タクシー(株) 1台、(株)せとうちタクシー 2台、琴参タクシー(株) 1台
(有)ハロータクシー 3台
- ・ユニバーサルデザインタクシー レベル準1車両 (3台)
日新タクシー(株) 2台、(有)ハロータクシー 1台

(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

※3区分すべてについて記載すること

- ・ユニバーサルデザインタクシー レベル準1車両 (3台)

日新タクシー(株)	身体：1割、知的：1割、精神：1割
(株)トキワタクシー	身体：1割、知的：1割、精神：1割
錦町相互タクシー(株)	身体：1割、知的：1割、精神：1割
相互タクシー(株)	身体：1割、知的：1割、精神：1割
(株)せとうちタクシー	身体：1割、知的：1割、精神：1割
琴参タクシー(株)	身体：1割、知的：1割、精神：1割
(有)ハロータクシー	身体：1割、知的：1割、精神：1割

(2) 関連事項 (以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

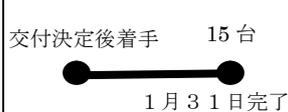
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和7年度 (当該年度)		単位：千円				
事業の名称	事業者名・台数	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合	事業者負担割合
ユニバーサルデザインタクシー車両導入 (レベル1)	日新タクシー(株) 2	(1台平均)				
	(株)トキワタクシー 2					
	錦町相互タクシー(株) 1	3,660	600	200	200	2,660
	相互タクシー(株) 1	(計)				
	(株)せとうちタクシー 2	43,920	7,200	2,400	2,400	31,920
	琴参タクシー(株) 1					
	(有)ハロータクシー 3					
	計 12	100%	16.4%	5.5%	5.5%	72.6%
ユニバーサルデザインタクシー車両導入 (レベル準1)	日新タクシー(株) 2	(1台平均)				
	(有)ハロータクシー 1	2,790	400	130	130	2,130
		(計)				
		8,370	1,200	390	390	6,390
	計 3	100%	14.3%	4.7%	4.7%	76.3%

※総事業費については見込み額を記載
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ユニバーサルデザインタクシー車両導入 (レベル1、レベル準1)	交付決定後着手 15台  1月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

--

8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の実施に関し必要な協議、調整等を行うため、高松市総合都市交通推進協議会を設置している。

地域公共交通の利用者として、市の公募による市民 4 人が参画している同協議会において、本計画について協議し、計画とした。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	香川県
関係市区町村	高松市
交通事業者・交通施設管理者等	四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株）、（一社）香川県トラック協会、（一社）香川県バス協会、高松タクシー協会、香川県警察本部
地方運輸局	国土交通省四国運輸局
その他協議会が必要と認める者	大阪大学大学院工学研究科教授、（公社）高松青年会議所、高松中央商店街振興組合連合会、（一社）高松市コミュニティ連合会、（公財）高松観光コンベンション・ビューロー、国土交通省四国地方整備局、公募委員

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号
（所 属） 高松市都市整備局交通政策課
（氏 名）
（電 話） 087-839-2138
（e-mail） kotsuseisaku@city.takamatsu.lg.jp